

京都市教職員の旅費に関する規則の全部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市教育委員会

教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第13号

京都市教職員の旅費に関する規則の全部を改正する規則

京都市教職員の旅費に関する規則の全部を次のように改正する。

京都市教職員の旅費に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例（以下「教職員条例」という。）に定めるもののほか、教職員（教職員条例第2条第1項に規定する教職員（同項第2号に掲げる者を除く。）をいう。以下同じ。）等の出張等の旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅費の取扱い等)

第2条 教職員の旅費の取扱い等については、京都市旅費条例施行細則第1条から第26条まで（第1条第7号及び第8号、第8条第2項ただし書、第10条第1号及び第2号並びに第25条第2項を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「任命権者」とあるのは「教育長」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1条第3号	(非常勤職員（京都市職員の定年等に関する条例第12条の規定により採用された職員を除く。）、教育委員会の所管に属する学校の教職員及び公営企業の企業職員を除く。以下同じ。) が公務	が公務
第1条第6号	京都市東京事務所に勤務する職員が東京都の特別区の区域内	当該区域内に勤務場所が存しない者で別に定めるものにあつては、別に定める区域内

第2条第1項 各号列記以外 の部分	京都市旅費条例	京都市教職員の給与、勤務時間等 に関する条例第39条において準 用する京都市旅費条例
第3条第6項 本文	庶務事務システム	教職員庶務事務システム
	別に定める職員の区分に応じて 別に定める者	総務部学校事務支援室長
第6条第1項 第5号	一般職の職員にあつては、別に	別に
第6条第2項	最下級（特別職の職員が移動す る場合にあつては、最上級）	最下級
	一般職の職員が移動する	移動する
第7条第1項 第4号	一般職の職員にあつては、別に	別に
第7条第2項	最下級（特別職の職員が移動す る場合にあつては、最上級）	最下級
	一般職の職員が移動する	移動する
第10条本文	次に掲げる職員の区分に応じ、 次に掲げる額	国家公務員等の旅費支給規程（以 下「省令」という。）別表第2 1 区分の欄に掲げる旅行先の区分に 応じ、同表1に規定する職務の級 が10級以下の者について定める 額（外国旅行の場合にあつては、同 表2区分の欄に掲げる旅行先の区 分に応じ、同表2に規定する職務 の級が10級以下の者について定 める額）

(補則)

第3条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必

要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市教職員の旅費に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の日までに赴任を命じられた者の旅行については、改正後の規則の規定は適用せず、なお従前の例による。

4 京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月23日京都市条例第42号)第6項に規定する暫定再任用短時間勤務教職員は、教職員条例第2条第1項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務教職員とみなして、この規則の規定を適用する。

(教育委員会事務局総務部学校事務支援室)